

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年七月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市中宗岡四丁目一七五五番一地先から同市中宗岡四丁目三〇〇四番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年七月二十九日 午後三時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月十二日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二九五・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>